地域医療再生基金の概要

総額3,100億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画(地域医療再生計画)に基づく都道府県の取組を支援

計画

- 計画の対象地域は、二次医療圏が基本。ただし、周辺 の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能。
- 複数年度(25年度末まで)にわたる取組を支援。 ※ 施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 〇 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
 - 施設・設備整備費、運営費ともに使用可能。
 - ・ 県全体で実施した方が効果的な事業(医師確保事業等)は、県全体を対象として実施することも可能。

経費

- 〇 1地域につき100億円(10箇所以 内)又は30億円を上限に分配。
- 補助率は設定しておらず、県に 一律に新たな負担は求めない。
- 新規·拡充ならば、国庫補助事 業の地方負担分への充当も可能。



